

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月17日

【中間会計期間】 第24期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社ネットインデックス

【英訳名】 NetIndex Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 鵜野 正康

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋二丁目14番1号

【電話番号】 03-5250-7200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理財務部担当 土屋 昌司

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目14番1号

【電話番号】 03-5250-7321

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理財務部担当 土屋 昌司

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第22期中	第23期中	第24期中	第22期	第23期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	1,981,134	3,144,467	4,298,987	5,193,104	7,431,965
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	131,332	131,660	△55,920	350,813	359,770
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△) (千円)	80,791	76,859	△140,458	184,567	197,323
純資産額 (千円)	969,832	1,339,467	1,728,999	1,262,608	1,459,932
総資産額 (千円)	2,569,346	3,323,272	4,096,604	3,004,869	4,712,263
1株当たり純資産額 (円)	126,510.83	168,148.11	193,920.98	158,499.64	183,270.40
1株当たり中間(当期) 純利益金額又は中間 純損失金額(△) (円)	10,538.93	9,648.47	△16,578.63	24,037.46	24,770.76
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.8	40.3	42.2	42.0	31.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	433,038	△321,437	339,386	462,477	△886,312
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	247,134	△22,520	△37,530	170,879	△30,730
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△592,200	380,660	292,326	△678,376	943,568
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	793,686	697,396	1,267,850	660,693	687,219
従業員数 (人)	114	123	119	121	121

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、第22期中については、潜在株式が存在しないため、第22期、第23期中及び第23期については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、第24期中については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
- 3 第23期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期中	第23期中	第24期中	第22期	第23期
会計期間	自 平成17年 4月 1 日 至 平成17年 9月 30日	自 平成18年 4月 1 日 至 平成18年 9月 30日	自 平成19年 4月 1 日 至 平成19年 9月 30日	自 平成17年 4月 1 日 至 平成18年 3月 31日	自 平成18年 4月 1 日 至 平成19年 3月 31日
売上高 (千円)	1,981,134	3,018,211	4,111,199	4,993,259	7,156,474
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	137,339	25,942	△99,355	280,006	210,912
中間(当期)純利益又は 中間純損失 (△) (千円)	86,820	15,512	△155,296	177,478	110,023
資本金 (千円)	294,275	388,775	599,675	388,775	388,775
発行済株式総数 (株)	7,666	7,966	8,916	7,966	7,966
純資産額 (千円)	975,861	1,271,031	1,619,772	1,255,519	1,365,542
総資産額 (千円)	2,596,353	3,258,059	3,941,628	2,878,016	4,530,171
1株当たり純資産額 (円)	127,297.31	159,557.11	181,670.27	157,609.75	171,421.32
1株当たり中間 (当期)純利益金額又は 中間純損失金額 (△) (円)	11,325.41	1,947.35	△18,329.94	23,114.23	13,811.57
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.6	39.0	41.1	43.6	30.1
従業員数 (人)	67	86	85	80	84

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額については、第22期中については、潜在株式が存在しないため、第22期、第23期中及び第23期については、新株引受権または新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、第24期中については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

なお、当社グループは、当社の親会社である株式会社インデックス・ホールディングス及び同社連結子会社89社、非連結子会社25社及び関連会社23社で構成されるインデックス・ホールディングスグループに属しており、インデックス・ホールディングスグループは前連結会計年度より「モバイル&ソリューション事業」、「エンタテイメント事業」、「コマース&出版事業」の3つの事業区分に変更しており、当社グループは「モバイル&ソリューション事業」に属しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
モバイル&ワイヤレス事業	80
デジタルホームネットワーク事業	6
システム&サービス事業	5
その他事業	4
全社(共通)	24
合計	119

(注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含む。)であります。

2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	
	85

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含む。)であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

①業績等の概況

当中間連結会計期間における業績の概況につきましては、売上高は4,298,987千円（前年同期比36.7%増）となりました。売上総利益はP H S 音声端末の開発費償却額並びに製造原価の増加があつたものの売上高の増加を受け732,815千円（前年同期比21.2%増）となりました。営業利益はP H S 音声端末の不良返品によるアフターサービス費の増加及び今後の不良返品に備えて製品保証損失引当金33,000千円を販売費に計上したことにより、63,941千円（前年同期比53.9%減）となりました。経常損失は当中間連結会計期間末における為替相場と取引銀行と締結した為替予約及び通貨オプション契約（下記（注）参照）の時価評価換算差額による「長期為替予約評価損」、「通貨オプション評価損」及び「外貨建預金の為替評価損」112,990千円を計上したこと等により55,920千円（前年同期は経常利益131,660千円）となりました。中間純損失は税金等調整前中間純損失の計上により繰延税金資産を取崩した結果、140,458千円（前年同期は中間純利益76,859千円）となりました。

（注）為替予約及び通貨オプション契約について

当社はP H S 音声端末の収益性改善を目的として製造委託した中国ODMメーカーからの製品輸入取引を7月から開始しました。ODMメーカーとの決済通貨は米ドルであることから、為替リスクをヘッジすることとキャッシュ・フローの固定化を目的として、取締役会承認を得て製品販売計画に基づき、為替予約及び通貨オプション契約を取引銀行と締結いたしました。

しかしながら、米国のサブプライム住宅ローンの問題により、当社が契約した為替相場以上の予想外の円高を引き起こしました。その結果、時価との評価差額のうち、現行の「金融商品に関する会計基準」におけるヘッジ会計の適用は厳格に限定され、時価評価換算差額を営業外費用へ計上した結果、上述の評価損を計上するにいたりました。

「金融商品に関する会計基準」は、通貨オプション契約残高を有する各中間・年度末に時価評価換算を行う会計処理を規定しており、評価差損益は、各期末の為替相場の推移により変動します。

なお、当社は投機目的の為替取引は行わない方針であり、今後もこの方針は堅持します。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

②事業の種類別セグメントの状況

<モバイル&ワイヤレス事業>

モバイル&ワイヤレス事業は、前期末より販売を開始した3.5Gデータ通信カード及びPHS音声端末並びにPHS通信モジュール等により売上高は4,117,527千円（前年同期比41.3%増）となりました。一方、営業損益はPHS音声端末の開発費償却額並びに製造原価の増加により、288,863千円（前年同期比18.8%減）となりました。

<デジタルホームネットワーク事業>

デジタルホームネットワーク事業は、既存顧客において回線切替装置の入れ替えがあり、売上高は111,696千円（前年同期比55.5%増）、営業損益は54,471千円（前年同期比39.3%増）の増収増益となりました。

<システム&サービス事業>

システム&サービス事業は、デジタルホームネットワーク事業において回線切替装置の入れ替えが行われた結果、従前のシステム保守契約が解除となり、1年間のメーカー保証に切り替わったため、売上高は61,787千円（前年同期比43.0%減）、営業損益は16,224千円（前年同期比53.3%減）の減収減益となりました。

<その他事業>

その他事業は、当社の子会社株式会社ネットインデックス・イー・エスにおいて、当社グループの生産請負に注力した結果、グループ外からの生産請負受注が減少し、売上高は7,976千円（前年同期比84.2%減）、営業損益は4,436千円（前年同期比90.4%減）の減収減益となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の残高（以下「資金」という。）は、前年同期に比べ570,454千円増加し、1,267,850千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動により取得した資金は、339,386千円（前年同期は321,437千円の支出）となりました。主な内訳は長期為替予約評価損47,189千円、通貨オプション評価損51,556千円、売上債権の減少1,018,086千円、仕入債務の減少760,673千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動により支出した資金は、37,530千円（前年同期は22,520千円の支出）となりました。主な内訳は投資有価証券の取得による支出36,075千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動により取得した資金は、292,326千円（前年同期は380,660千円の収入）となりました。主な内訳は短期借入金の純減少額100,000千円、株式の発行による収入418,126千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
モバイル&ワイヤレス事業	3,530,075	147.5
デジタルホームネットワーク事業	36,267	133.0
システム&サービス事業	39,078	60.4
その他事業	3,306	13.0
合計	3,608,728	143.7

(注) 1 金額は、製造原価によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
モバイル&ワイヤレス事業	4,235,552	154.5	1,554,468	226.1
デジタルホームネットワーク事業	111,696	105.2	351,482	68.4
システム&サービス事業	34,469	25.4	138,443	117.0
その他事業	—	—	7,503	41.8
合計	4,381,718	145.5	2,051,897	153.4

(注) 1 金額は、販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
モバイル&ワイヤレス事業	4,117,527	141.3
デジタルホームネットワーク事業	111,696	155.5
システム&サービス事業	61,787	57.0
その他事業	7,976	15.8
合計	4,298,987	136.7

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社 ウィルコム	2,707,351	86.1	2,937,088	68.3
イー・モバイル株式会社	—	—	847,493	19.7

なお、前中間連結会計期間におけるイー・モバイル株式会社に対する売上高は、95,238千円（割合3.0%）であります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間において、事業等のリスクに以下の事項を追加しております。

(事業の再編について)

当社グループは、情報通信機器等の開発・製造に経営資源を集中するために、平成17年6月に半導体製造装置事業を芝浦メカトロニクス株式会社に営業譲渡しております。また、この事業構造の変革に伴い、工場部門の採算性を明確にするために新設物的分割により子会社である株式会社本多エレクトロン花巻工場（現 株式会社ネットインデックス・イー・エス）を設立し、平成18年8月には当社のデジタルホームネットワーク事業を同社に営業譲渡しております。

また、平成19年9月3日開催の取締役会において、システム&サービス事業の強化・拡大を目的として、株式会社インデックス・ホールディングスが保有する株式会社テック・インデックスの議決権付普通株式を取得する基本合意書を締結する決議し、平成19年10月3日開催の取締役会において当該株式3,950株（所有割合67.9%）の株式譲渡契約書の締結を決議し、取得いたしました。

一連の営業譲渡等により、当社グループ各社の事業領域を明確化し、各社の経営資源を集中する体制を整備しておりますが、今後の事業環境の変化等により、新たな事業再編等が必要となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(訴訟等について)

当社グループは、株式会社ヒューネットより同社が所有する特許3048964号「電話送受信ユニット及び移動体通信端末」の特許権に基づき、当社の販売するデータ通信カード「A H-H407P」が当該特許の技術範囲内に属するとの通知を受け、交渉を行っておりました。

さらに、株式会社ヒューネット・ディスプレイテクノロジー（現在の株式会社HDT。当該特許は株式会社ヒューネットから株式会社HDTに移転しております。）は当社が製造するW-SIMも同社特許の技術範囲内に属すると考え、株式会社ウィルコムに対し販売差止を求めた訴訟を行っており、当社は、当該訴訟に対し補助参加を行っております。

当社は、いずれについても特許に抵触していないと考えていると同時に、特許そのものが無効である可能性があると考えておりましたところ、平成18年12月5日東京地方裁判所において当社の主張が認められ、株式会社ヒューネット・ディスプレイテクノロジーの請求は棄却されました。しかしながら同社は東京地方裁判所の判決を不服とし、平成18年12月18日知的財産高等裁判所に控訴いたしました。

当社といたしましては、一番での主張を繰り返しますが、知的財産高等裁判所において特許に抵触するとの判決がなされ、W-SIMの販売差止が行われた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

一方で、当社は当該特許の無効を求めて、特許庁に無効審判を請求し、平成19年5月10日に特許の基本部分を無効とする旨の審決が出されました。これに対し、株式会社HDTは、当該審決を不服として平成19年6月15日に知的財産高等裁判所に審決取消訴訟を起こしました。この審決取消訴訟の判決が直接的に当社の業績に影響を及ぼすおそれはありませんが、上記侵害訴訟における判決に影響を及ぼす可能性があります。

(為替相場の変動)

当社グループは価格競争力及び収益力の向上を目的として、中国ODMメーカーに当社製品の一部を生産委託しております。そのため外貨建ての取引が為替相場の変動による影響を受けます。当社グループにおいては、為替予約等の活用により影響の軽減に努めておりますが、今後の取引の状況及び

為替相場の動向により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)における研究開発活動の成果

当中間連結会計期間におきましては、引き続きモバイル&ワイヤレス事業とデジタルホームネットワーク事業に関する研究開発を行いました。

モバイル&ワイヤレス事業では、PHSの分野で、音声ジャケット／nicoの後継機として、操作性と信頼性を向上した音声ジャケット／nicoVEの開発を行い、7月より出荷開始しました。また、W-OAM Type-G (PHS高度化の最高速規格)に対し、さらなる高速化の課題としてスロットバンドル機能等の研究開発を行いました。今年中に事業免許の交付が予定されている次世代高速無線システム（2.5GHz帯）として採用を予定されているWiMAX、次世代PHSの端末側無線技術の研究開発にも着手いたしました。特に、次世代PHSについては、無線規格策定における事前検証より参画し、PHS事業者であるウィルコム、並びに基地局メーカーとの共同作業を行っております。

デジタルホームネットワークでは、前期までに開発が完了したMHz帯PLC／PHY（コア）技術をベースに、広がりつつあるPLC（Power Line Communication）市場において課題となっている雑音耐力の向上（接続率向上）とPLCネットワーク構築における端末接続数の増加要求（市販機器は16～950台）に対処するため、新たな研究開発を行い、既に接続率は他社の市販品を上回る（当社評価による比較）とともに、端末接続台数を最大2400台とする新たな開発を行っております。

以上を合計した研究開発費は120,304千円（うち受託開発分114,375千円）となりました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月17日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,916	8,916	ジャスダック 証券取引所	—
計	8,916	8,916	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には平成19年12月1日からこの半期報告書までの新株予約権の行使により、発行された株式数は含まれておりません。

なお、新株予約権の行使により発行された株式はありません。

2 当社株式は平成19年6月22日付で、ジャスダック証券取引所に上場いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法280条ノ20及び280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

① 平成17年9月16日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(第1回)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	725 個	725 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	725 株(注) 2	725 株(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	485,000円(注) 3、 4	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年9月17日 至 平成27年9月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 485,000円 資本組入額 242,500円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 1 株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。ただし、計算の結果、100分の 1 の整数倍未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 当社が時価を下回る払込価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端株は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を処分する「自己株式数」に読み替えるものとする。

5 新株予約権の行使条件

- (1) 当社株式が、証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権の権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権の行使に下記の制限を設ける。
 - ① 平成19年9月17日から平成20年9月16日の期間
割当個数の50%を上限とする。
 - ② 平成20年9月17日から平成21年9月16日の期間
割当個数の70%から①で行使した個数を控除した個数を上限とする。
 - ③ 平成21年9月17日以降
割当個数から①、②で行使した個数を控除した個数を上限とする。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)が新株予約権を行使する前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職により退職後 6 ヶ月以内に行使する場合はこの限りではない。
- (5) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6 新株予約権の消却事由及び条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案、もしくは当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたときは、新株予約権を無償にて消却することができる。
- (2) 新株予約権者が、前項(4)、(5)に定める規定に基づく新株予約権の行使条件を満たさず、新株予約権が行使できなくなった場合は、新株予約権を無償で消却できる。
- (3) 当社は、いつでも当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償で消却できる。
- (4) その他の消却事由及び消却条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

① 平成18年8月14日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(第4回)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	10 個	10 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	200 株(注) 2	200 株(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	630,000円(注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月31日 至 平成21年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 630,000円 資本組入額 315,000円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的である株式数は20株であります。

2 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。ただし、計算の結果、100分の1の整数倍未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株あたり行使価額に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。なお、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合、および当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(この場合、調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして下記の算式を準用して算出する。)

$$\frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\frac{\text{既発行}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1\text{株あたりの発行・処分価額}}{1\text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

iii 当社が当社普通株式に対して剩余金等の配当を行う場合

$$\frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{普通株式の公正な時価} - \text{剩余金の配当総額}}{\text{既発行株式数} \times \text{普通株式の公正な時価}}$$

4 新株予約権の行使条件

本新株予約権の一部行使はできないものとする。

5 本新株予約権の取得条項

取得事由及び取得条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権者が証券、金銭またはその他の財産の交付を受ける場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、下記①から⑦までの内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者になるものとする。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額を調整する。なお、当該組織再編の効力発生日以後における承継新株予約権1個の目的である株式の数も同様とする。

④ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額を調整する。なお、当該組織再編の効力発生日以後における承継新株予約権の行使価額も同様とする。

⑤ 承継新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から平成21年8月31日までとする。

⑥ 承継新株予約権の行使条件

本新株予約権と同様とする。

⑦ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権と同様とする。

7 講渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要す。当社取締役会は、かかる承認の付与が不合理である場合を除き、本新株予約権の譲渡を承認するものとする。

② 平成19年3月23日臨時株主総会決議に基づく新株予約権（第5回）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	245 個	235 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	245 株(注) 2	235 株(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	株式公開時の公募価額 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成29年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的である株式数は1株であります。

- 2 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。ただし、計算の結果、100分の1の整数倍未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株あたり行使価額に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。なお、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

- i) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行} = \frac{\text{調整前行}}{\text{使価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii) 当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行} = \frac{\text{調整前行}}{\text{使価額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1\text{株当たりの発行・処分価額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し（計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。）、その残額を資本準備金として計上する。

- 5 その他の本新株予約権の行使条件

- ① 当社普通株式が証券取引所に上場された場合に限り、本新株予約権に係る権利を行使することができる。
② 新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

- i) 平成20年4月1日から平成21年3月31までの期間

割当個数の50%を上限とする。

- ii) 平成21年4月1日から平成22年3月31までの期間

割当個数の70%から i) で行使した個数を控除した個数を上限とする。

- iii) 平成22年4月1日以後

割当個数から i) 、 ii) で行使した個数を控除した個数を上限とする。

- ③ 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が新株予約権を行使する前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。

- ④ 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任または定年退職によりその地位を失った場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合においては、退任または退職の日から6ヶ月が経過するまでの間、新株予

約権者は、本新株予約権を行使することができる。

- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6 本新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案、もしくは当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたときは、本新株予約権を無償にて取得し消却することができる。
- ② 前項①及び④の規定に基づく本新株予約権の行使の条件を満たさず、行使できなくなった場合は、本新株予約権を無償で取得し消却できる。
- ③ その他の取得事由及び取得条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

③ 平成19年3月23日臨時株主総会決議に基づく新株予約権（第6回）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	250 個	250 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	250 株(注) 2	250 株(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	株式公開時の公募価額 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成29年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的である株式数は1株であります。

- 2 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。ただし、計算の結果、100分の1の整数倍未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株あたり行使価額に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。なお、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

- i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行} = \text{調整前行} \times \frac{1}{\text{使価額} / \text{使価額} \times \text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行} = \text{調整前行} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し（計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。）、その残額を資本準備金として計上する。

- 5 その他の本新株予約権の行使条件

- ① 当社普通株式が証券取引所に上場された場合に限り、本新株予約権に係る権利を行使することができる。
- ② 新株予約権の行使に下記の制限を設ける。
 - i) 平成20年4月1日から平成21年3月31までの期間
割当個数の50%を上限とする。
 - ii) 平成21年4月1日から平成22年3月31までの期間
割当個数の70%から i) で行使した個数を控除した個数を上限とする。
 - iii) 平成22年4月1日以降
割当個数から i) 、 ii) で行使した個数を控除した個数を上限とする。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が新株予約権を行使する前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。
- ④ 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任または定年退職によりその地位を失った場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合においては、退任または退職の日から6ヶ月が経過するまでの間、新株予約権者は、本新株予約権を行使することができる。
- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6 本新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案、もしくは当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたときは、本新株予約権を無償にて取得し消却することができる。
- ② 前項①及び④の規定に基づく本新株予約権の行使の条件を満たさず、行使できなくなった場合は、本新株予約権を無償で取得し消却できる。
- ③ その他の取得事由及び取得条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社法第238条および第239条の規定に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債は、次の通りであります。

平成18年8月14日臨時株主総会決議に基づく転換社債型新株予約権付社債

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	252百万円	同左
新株予約権の数	20 個	20 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	400 株(注) 1	400 株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	630,000円(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月31日 至 平成21年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 630,000円 資本組入額 315,000円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の数の算定方法

$$\text{株式数} = \frac{\text{各社債権者が本新株予約権行使請求のために提出した本社債の償還金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは現金による調整を行う。

2 新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

本社債発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された転換価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

i 当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合、および当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(この場合、調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして下記の算式を準用して算出する。)

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

iii 当社が当社普通株式に対して剰余金等の配当を行う場合

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{既発行株式数} \times \text{普通株式の公正な時価} - \text{剰余金の配当総額}} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{普通株式の公正な時価}}{\text{既発行株式数} \times \text{普通株式の公正な時価}}$$

3 当社による新株予約権の取得事由

本社債が償還または消却された場合には、当社は、償還または消却された本社債と一体をなす本新株予約権を無償にて取得する。

4 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、本第16項第(5)号(へ)に基づき本社債権者が証券、金銭またはその他の財産の交付を受ける場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、下記①から⑦までの内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債にかかる債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者になるものとし、本第16項の規定は、承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債にかかる債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を調整する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額も同様とする。

④ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該承継新株予約権にかかる各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

⑤ 承継新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から平成21年8月31日までとする。

⑥ 承継新株予約権の行使条件

本新株予約権と同様とする。

⑦ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権と同様とする。

5 譲渡制限

本社債権者が本社債券を譲渡しようとする場合、買受人とならんとする者との間で売却交渉を始めるに先立ち、当社、鶴野正康、及び株式会社インデックスホールディングス（以下「会社関係者」という。）に対して書面による通知を行う。同通知の日から2週間、本社債権者と会社関係者は本社債券の譲渡のための交渉を行い、会社関係者は自己又は自己の指定する第三者を買受人候補者として指定することができる。本社債権者と会社関係者が上記期間内に合意に至らなかった場合、本社債権者は、上記期間の最終日から1年の間、本社債券を第三者に対して譲渡することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年6月21日 (注)1	850	8,816	188,700	577,475	188,700	425,547
平成19年7月24日 (注)2	100	8,916	22,200	599,675	22,200	447,747

(注) 1 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格 480,000円 払込金額 444,000円 資本組入額 222,000円

2 オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当

発行価格 480,000円 払込金額 444,000円 資本組入額 222,000円

割当先 大和証券エスエムビーシー株式会社

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社インデックス・ホールディングス	東京都世田谷区太子堂4丁目1-1	5,344	59.93
エフェットホールディングス 株式会社	東京都千代田区四番町8-6 パークハウス1701	670	7.51
ネットインデックス従業員持株会	東京都中央区京橋2丁目14-1	265	2.97
株式会社ソリトンシステムズ	東京都新宿区新宿2丁目4-3	200	2.24
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1丁目2-1	150	1.68
鵜野 正康	東京都文京区	101	1.13
中央グリーン開発株式会社	埼玉県越谷市南越谷1丁目2905-3	100	1.12
田中 芳邦	埼玉県上尾市	84	0.94
ゴールドマンサックスインターナ ショナル	東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー	73	0.81
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4-6	72	0.80
計	—	7,059	79.17

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,916	8,916	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	8,916	—	—
総株主の議決権	—	8,916	—

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	—	—	1,660,000	1,250,000	625,000	594,000
最低(円)	—	—	1,240,000	555,000	398,000	429,000

(注) 株価はジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、当社株式は平成19年6月22日付で、ジャスダック証券取引所に上場いたしましたので、それ以前については記載しておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当半期報告書提出日までに役員の異動等はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、みすず監査法人により中間監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

なお、前中間連結会計期間に係る中間監査報告書は、平成19年5月22日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

(2) 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、みすず監査法人により中間監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

なお、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成19年5月22日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

(3) 当社の監査人は次のとおり交代しております。

第23期中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び第23期中間会計期間の中間財務諸表
みすず監査法人

第24期中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び第24期中間会計期間の中間財務諸表
新日本監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		697,396		1,267,850		687,219	
2 受取手形及び売掛金		1,017,084		978,046		1,996,133	
3 たな卸資産		874,621		1,174,677		1,250,543	
4 繰延税金資産		32,362		12,979		42,500	
5 その他		205,984		191,902		245,162	
貸倒引当金		△3,000		△3,000		△3,000	
流動資産合計		2,824,449	85.0	3,622,456	88.4	4,218,560	89.5
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 土地		151,097		151,097		151,097	
(2) その他	※1	205,697		170,110		193,166	
有形固定資産合計		356,795		321,207		344,264	
2 無形固定資産		8,994		5,785		7,014	
3 投資その他の資産							
(1) 繰延税金資産		40,628		7,300		40,100	
(2) その他		102,055		149,504		111,973	
貸倒引当金		△9,650		△9,650		△9,650	
投資その他の資産合計		133,033		147,154		142,423	
固定資産合計		498,823	15.0	474,147	11.6	493,702	10.5
資産合計		3,323,272	100.0	4,096,604	100.0	4,712,263	100.0

区分	注記番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形及び買掛金		960,809		781,756		1,542,430	
2 短期借入金		200,000		900,000		1,000,000	
3 一年以内返済予定の長期借入金		261,600		38,200		51,600	
4 未払費用		93,324		79,717		147,068	
5 未払法人税等		62,106		24,222		105,663	
6 未払消費税等		2,500		30,442		3,366	
7 賞与引当金		44,922		39,598		49,162	
8 製品保証損失引当金		—		33,000		—	
9 為替予約		—		111,020		—	
10 その他		24,701		12,194		34,569	
流動負債合計		1,649,965	49.7	2,050,153	50.1	2,933,860	62.3
II 固定負債							
1 転換社債型新株予約権付社債		252,000		252,000		252,000	
2 長期借入金		38,200		—		12,400	
3 退職給付引当金		12,440		13,047		12,744	
4 役員退職慰労引当金		31,198		52,403		41,326	
固定負債合計		333,838	10.0	317,451	7.7	318,470	6.7
負債合計		1,983,804	59.7	2,367,604	57.8	3,252,331	69.0

区分	注記番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		388,775	11.7	599,675	14.6	388,775	8.2
2 資本剰余金		248,965	7.5	459,865	11.2	248,965	5.3
3 利益剰余金		701,727	21.1	681,732	16.7	822,191	17.5
株主資本合計		1,339,467	40.3	1,741,273	42.5	1,459,932	31.0
II 評価・換算差額等							
1 繰延ヘッジ損益		—	—	△12,273	△0.3	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	△12,273	△0.3	—	—
純資産合計		1,339,467	40.3	1,728,999	42.2	1,459,932	31.0
負債純資産合計		3,323,272	100.0	4,096,604	100.0	4,712,263	100.0

② 【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)
I 売上高	※ 1	3,144,467	100.0	4,298,987	100.0	7,431,965	100.0
II 売上原価		2,539,655	80.8	3,566,172	83.0	6,092,098	82.0
売上総利益		604,812	19.2	732,815	17.0	1,339,867	18.0
III 販売費及び一般管理費		466,158	14.8	668,873	15.5	991,409	13.3
営業利益		138,653	4.4	63,941	1.5	348,458	4.7
IV 営業外収益							
1 受取利息		2,907		3,081		5,559	
2 受取配当金		2		—		—	
3 受取手数料		10,176		24,147		10,348	
4 開発費精算差額		—		—		24,676	
5 その他		59	0.4	112	0.6	111	0.5
V 営業外費用							
1 支払利息		4,414		5,394		8,760	
2 為替差損		—		14,243		732	
3 長期為替予約評価損		—		47,189		—	
4 通貨オプション評価損		—		51,556		—	
5 社債発行費		7,539		—		8,831	
6 株式交付費		—		3,673		—	
7 公開準備費用		7,333		25,122		10,656	
8 その他		852	0.6	21	3.4	402	0.4
経常利益又は 経常損失(△)		20,139		147,203		29,382	
VI 特別利益	※ 2						
1 固定資産売却益		86		—		86	
2 PLC関連譲渡益		2,909	0.1	—	—	2,909	0.1
VII 特別損失	※ 3 ※ 4						
1 固定資産除却損		—		—		2,125	
2 固定資産売却損		1,200		—		1,200	
3 不具合対応関連損失 税金等調整前中間 (当期)純利益又は 税金等調整前中間 純損失(△) 法人税、住民税及び 事業税		—	0.1	—	—	22,485	0.4
法人税等調整額		1,200		—		25,811	
中間(当期)純利益又 は中間純損失(△)		133,456	4.2	△55,920	△1.3	336,955	4.5
58,787		56,597	1.8	22,217		151,432	
△ 2,190		62,321		84,538	2.0	△ 11,800	1.8
76,859		△140,458	2.4	△3.3		139,631	
						197,323	2.7

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(千円)	388,775	248,965	624,867	1,262,608
中間連結会計期間中の変動額				
中間純利益			76,859	76,859
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)				
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	—	—	76,859	76,859
平成18年9月30日残高(千円)	388,775	248,965	701,727	1,339,467

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高(千円)	388,775	248,965	822,191	1,459,932
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行	210,900	210,900		421,800
中間純損失			△140,458	△140,458
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)				
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	210,900	210,900	△140,458	281,341
平成19年9月30日残高(千円)	599,675	459,865	681,732	1,741,273

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高(千円)	—	—	1,459,932
中間連結会計期間中の変動額			
新株の発行			421,800
中間純損失			△140,458
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△12,273	△12,273	△12,273
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	△12,273	△12,273	269,067
平成19年9月30日残高(千円)	△12,273	△12,273	1,728,999

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
平成18年3月31日残高(千円)	388,775	248,965	624,867	1,262,608	1,262,608
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			197,323	197,323	197,323
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(千円)	—	—	197,323	197,323	197,323
平成19年3月31日残高(千円)	388,775	248,965	822,191	1,459,932	1,459,932

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー 税金等調整前中間(当期) 純利益又は税金等調整前 中間純損失(△)		133,456	△55,920	336,955
減価償却費		30,575	24,285	63,330
賞与引当金の増加額 (△減少額)		44,922	△9,563	49,162
製品保証損失引当金の 増加額		—	33,000	—
退職給付引当金の増加額		303	303	607
役員退職慰労引当金の 増加額		6,768	11,077	16,896
受取利息及び受取配当金		△2,910	△3,081	△5,562
支払利息		4,414	5,394	8,760
為替差損		—	13,551	732
長期為替予約評価損		—	47,189	—
通貨オプション評価損		—	51,556	—
株式交付費		—	3,673	—
社債発行費		7,539	—	8,831
有形固定資産売却益		△86	—	△86
有形固定資産売却損		1,200	—	1,200
有形固定資産除却損		—	—	2,125
売上債権の減少額 (△増加額)		△12,106	1,018,086	△991,155
たな卸資産の減少額 (△増加額)		△300,936	75,866	△676,859
未収入金の減少額		101,975	93,780	69,835
仕入債務の増加額 (△減少額)		△10,566	△760,673	571,054
未払費用の減少額		△155,411	△67,350	△101,602
未収消費税等の減少額 (△増加額)		—	5,135	△5,135
未払消費税等の増加額 (△減少額)		△14,938	27,075	△14,072
その他		△70,324	△70,996	△81,946
小計		△236,121	442,393	△746,926
利息及び配当金の受取額		2,910	3,081	5,562
利息の支払額		△4,790	△2,744	△12,051
法人税等の支払額		△83,435	△103,343	△132,896
営業活動による キャッシュ・フロー		△321,437	339,386	△886,312

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得に による支出		△3,532	—	△1,747
有形固定資産の売却に による収入		1,182	—	1,182
投資有価証券の取得に による支出		△20,000	△36,075	△20,000
その他		△170	△1,455	△10,164
投資活動による キャッシュ・フロー		△22,520	△37,530	△30,730
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純増加額 (△減少額)		200,000	△100,000	1,000,000
長期借入金の返済による 支出		△63,800	△25,800	△299,600
社債の発行による収入		244,461	—	243,168
株式の発行による収入		—	418,126	—
財務活動による キャッシュ・フロー		380,660	292,326	943,568
IV 現金及び現金同等物に かかる換算差額		—	△13,551	—
V 現金及び現金同等物の 増加額		36,702	580,630	26,525
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		660,693	687,219	660,693
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※	697,396	1,267,850	687,219

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 2社 子会社については全て連結しております。 連結子会社名 株ネットインデック ス・イー・エス 株ネットモバイル	連結子会社の数 2社 子会社については全て連結しております。 連結子会社名 同左	連結子会社の数 2社 子会社については全て連結しております。 連結子会社名 同左
2 持分法の適用に関する事項	非連結子会社及び関連会社はありません。	同左	同左
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	すべての連結子会社の中間決算日は、連結財務諸表提出会社と同一であります。	同左	すべての連結子会社の決算日は、連結財務諸表提出会社と同一であります。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 ② デリバティブ 時価法を採用しております。 ③ たな卸資産 (i) 製品 情報通信機器 移動平均法による原価法 (ii) 商品 移動平均法による原価法 (iii) 原材料 移動平均法による原価法 (iv) 仕掛品 個別法による原価法	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ② デリバティブ 同左 ③ たな卸資産 (i) 製品 移動平均法による原価法 (ii) 商品 同左 (iii) 原材料 同左 (iv) 仕掛品 同左	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 同左 ② デリバティブ 同左 ③ たな卸資産 (i) 製品 情報通信機器 移動平均法による原価法 (ii) 商品 同左 (iii) 原材料 同左 (iv) 仕掛け品 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>定額法によっております。</p> <p>なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法</p> <p>① 株式交付費</p> <p>――</p> <p>② 社債発行費</p> <p>支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>旧定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、旧定額法によっております。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法</p> <p>① 株式交付費</p> <p>支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>② 社債発行費</p> <p>――</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>同左</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法</p> <p>① 株式交付費</p> <p>――</p> <p>② 社債発行費</p> <p>支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 退職給付引当金 当社は、退職一時金制度を選択している従業員の退職金の支出に備えるため、当中間連結会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。 また、平成15年11月に確定拠出年金制度を選択制により導入し、新制度に加入した従業員については従来の退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を行っております。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する退職給与に充てるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>④ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>⑤ 製品保証損失引当金 ――</p>	<p>② 退職給付引当金 同左</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>④ 賞与引当金 同左</p> <p>⑤ 製品保証損失引当金 当社は製品販売に伴う無償修理費用の発生に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積って計上しております。 (追加情報) 当社は当中間連結会計期間より、製品販売に伴う無償修理費用の発生が見込まれることとなりたため、当該費用の個別見積額を新たに製品保証損失引当金として計上しております。</p>	<p>② 退職給付引当金 当社は、退職一時金制度を選択している従業員の退職金の支出に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。 また、平成15年11月に確定拠出年金制度を選択制により導入し、新制度に加入した従業員については従来の退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を行っております。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する退職給与に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>④ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>⑤ 製品保証損失引当金 ――</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>_____</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりませんので、特例処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 変動金利支払いの借入金</p>	<p>(5) 中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産及び負債は、中間連結決算期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 為替予約 通貨スワップ取引 ヘッジ対象 変動金利支払いの借入金 外貨建予定取引</p>	<p>(5) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 _____</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 変動金利支払いの借入金</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>③ ヘッジ方針</p> <p>市場金利の変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を行っております。なお、この取引については実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引では行わない方針であります。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、中間決算日における有効性の評価を省略しています。</p> <p>(8) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>③ ヘッジ方針</p> <p>市場金利の変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を行っております。なお、この取引については実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引では行わない方針であります。</p> <p>また、外貨建予定取引について、為替変動リスクが存在する場合は、当社の内部規定である「為替リスク管理規程」に基づき為替予約を行うものとしております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、中間決算日における有効性の評価を省略しています。</p> <p>また、通貨スワップ取引及び為替予約取引は、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。</p> <p>(8) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>同左</p>	<p>③ ヘッジ方針</p> <p>市場金利の変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を行っております。なお、この取引については実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引では行わない方針であります。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しています。</p> <p>(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,339,467千円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	—————	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,459,932千円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

(表示方法の変更)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)
	<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」（前中間連結会計期間732千円）については、営業外費用の総額の100分の10超となつたため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p>
	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの小計区分前の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」（前中間連結会計期間732千円）については、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p>

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(賞与引当金)</p> <p>賞与引当金については、従来、従業員への賞与支給額が確定し、当該支給額を未払費用として計上しておりましたが、当中間連結会計期間において給与規程が改定され、賞与の支給額を確定させることができなくなつたため、賞与支給見込額の当中間連結会計期間の負担額を賞与引当金として計上しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において、未払費用として計上されていた賞与支給確定額は、29,274千円であります。</p>		<p>(賞与引当金)</p> <p>賞与引当金については、従来、従業員への賞与支給額が確定し、当該支給額を未払費用として計上しておりましたが、当連結会計年度において給与規程が改定され、賞与の支給額を確定させることができなくなつたため、賞与支給見込額の当連結会計年度の負担額を賞与引当金として計上しております。</p> <p>なお、前連結会計年度において、未払費用として計上されていた賞与支給確定額は、32,928千円であります。</p>
	<p>(重要な減価償却資産の減価償却の方法)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号))に伴い、当中間連結会計期間から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これによる損益に与える影響は、軽微であります。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 424,285千円 2 受取手形割引高は、3,227千円あります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 467,759千円 2</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 446,394千円 2</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
千円	千円	千円
役員報酬 43,095	役員報酬 45,300	役員報酬 103,380
給与諸手当 128,627	給与諸手当 153,418	給与諸手当 268,229
賞与引当金繰入額 14,882	賞与引当金繰入額 13,663	賞与引当金繰入額 35,713
退職給付費用 303	退職給付費用 4,120	退職給付費用 607
役員退職慰労引当金繰入額 6,768	役員退職慰労引当金繰入額 11,640	役員退職慰労引当金繰入額 17,459
支払手数料 41,944	製品保証損失 33,000	支払手数料 73,635
減価償却費 12,816	引当金繰入額 31,143	減価償却費 27,242
業務委託費 27,574	減価償却費 11,078	
	アフターサービス費 144,964	
※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。	※2	※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。
千円		千円
工具器具備品 86		工具器具備品 86
※3	※3	※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
		千円
		建物 1,581
		構築物 515
		工具器具備品 28
		計 2,125
※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。	※4	※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。
千円		千円
建物 1,200		建物 1,200

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	7,966	—	—	7,966

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	7,966	950	—	8,916

(注) 普通株式の株式数の増加は、公募増資による増加850株、第三者割当増資による増加100株であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,966	—	—	7,966

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>697,396千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び 現金同等物</td> <td>697,396千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	697,396千円	現金及び 現金同等物	697,396千円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>1,267,850千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び 現金同等物</td> <td>1,267,850千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	1,267,850千円	現金及び 現金同等物	1,267,850千円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>687,219千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び 現金同等物</td> <td>687,219千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	687,219千円	現金及び 現金同等物	687,219千円
現金及び預金	697,396千円													
現金及び 現金同等物	697,396千円													
現金及び預金	1,267,850千円													
現金及び 現金同等物	1,267,850千円													
現金及び預金	687,219千円													
現金及び 現金同等物	687,219千円													

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																									
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																									
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額		(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額		(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具 備品</td> <td>89,270</td> <td>23,062</td> <td>66,207</td> </tr> <tr> <td>無形 固定資産</td> <td>5,171</td> <td>4,759</td> <td>412</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>94,442</td> <td>27,821</td> <td>66,620</td> </tr> </tbody> </table>			取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)	工具器具 備品	89,270	23,062	66,207	無形 固定資産	5,171	4,759	412	合計	94,442	27,821	66,620	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び 構築物</td> <td>24,755</td> <td>2,608</td> <td>22,147</td> </tr> <tr> <td>工具器具 備品</td> <td>80,909</td> <td>33,193</td> <td>47,716</td> </tr> <tr> <td>無形 固定資産</td> <td>642</td> <td>610</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>106,306</td> <td>36,411</td> <td>69,895</td> </tr> </tbody> </table>			取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)	建物及び 構築物	24,755	2,608	22,147	工具器具 備品	80,909	33,193	47,716	無形 固定資産	642	610	32	合計	106,306	36,411	69,895	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th> <th>期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び 構築物</td> <td>24,755</td> <td>1,179</td> <td>23,575</td> </tr> <tr> <td>工具器具 備品</td> <td>88,523</td> <td>31,746</td> <td>56,776</td> </tr> <tr> <td>無形 固定資産</td> <td>642</td> <td>545</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>113,920</td> <td>33,471</td> <td>80,448</td> </tr> </tbody> </table>			取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	建物及び 構築物	24,755	1,179	23,575	工具器具 備品	88,523	31,746	56,776	無形 固定資産	642	545	96	合計	113,920	33,471	80,448
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)																																																										
工具器具 備品	89,270	23,062	66,207																																																										
無形 固定資産	5,171	4,759	412																																																										
合計	94,442	27,821	66,620																																																										
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)																																																										
建物及び 構築物	24,755	2,608	22,147																																																										
工具器具 備品	80,909	33,193	47,716																																																										
無形 固定資産	642	610	32																																																										
合計	106,306	36,411	69,895																																																										
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																																																										
建物及び 構築物	24,755	1,179	23,575																																																										
工具器具 備品	88,523	31,746	56,776																																																										
無形 固定資産	642	545	96																																																										
合計	113,920	33,471	80,448																																																										
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額		(2) 未経過リース料中間期末残高相当額		(2) 未経過リース料期末残高相当額																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>18,115</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>49,410</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>67,526</td> </tr> </tbody> </table>			千円	1年内	18,115	1年超	49,410	合計	67,526	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>17,878</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>53,577</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>71,456</td> </tr> </tbody> </table>			千円	1年内	17,878	1年超	53,577	合計	71,456	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>19,478</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>62,275</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>81,754</td> </tr> </tbody> </table>			千円	1年内	19,478	1年超	62,275	合計	81,754																																
	千円																																																												
1年内	18,115																																																												
1年超	49,410																																																												
合計	67,526																																																												
	千円																																																												
1年内	17,878																																																												
1年超	53,577																																																												
合計	71,456																																																												
	千円																																																												
1年内	19,478																																																												
1年超	62,275																																																												
合計	81,754																																																												
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>11,376</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>10,435</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,124</td> </tr> </tbody> </table>			千円	支払リース料	11,376	減価償却費相当額	10,435	支払利息相当額	1,124	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>11,733</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>10,455</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,537</td> </tr> </tbody> </table>			千円	支払リース料	11,733	減価償却費相当額	10,455	支払利息相当額	1,537	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>23,301</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>21,143</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>2,711</td> </tr> </tbody> </table>			千円	支払リース料	23,301	減価償却費相当額	21,143	支払利息相当額	2,711																																
	千円																																																												
支払リース料	11,376																																																												
減価償却費相当額	10,435																																																												
支払利息相当額	1,124																																																												
	千円																																																												
支払リース料	11,733																																																												
減価償却費相当額	10,455																																																												
支払利息相当額	1,537																																																												
	千円																																																												
支払リース料	23,301																																																												
減価償却費相当額	21,143																																																												
支払利息相当額	2,711																																																												
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左		(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																									
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		(5) 利息相当額の算定方法 同左		(5) 利息相当額の算定方法 同左																																																									

[前へ](#)

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)
	中間連結貸借対照表計上額(千円)
(1) その他有価証券	
非上場株式	20,000

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 時価評価されていない主な有価証券の内容

	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)
	中間連結貸借対照表計上額(千円)
(1) その他有価証券	
非上場株式	56,075

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(千円)
(1) その他有価証券	
非上場株式	20,000

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしており、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

通貨関連

(千円)

種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
為替予約取引				
買建	919,600	643,720	966,789	△47,189
オプション取引				
買建				
コール	1,064,700	354,900	1,087,317	△22,617
売建				
プット	1,064,700	354,900	1,093,639	△28,939
合計	3,049,000	1,353,520	3,147,746	△98,746

(注) 1 時価の算定方法

時価は取引先金融機関から当該取引について提示された価格等に基づき算出しております。

2 ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

該当事項はありません。

なお、為替予約については、期末残高がないため、また、金利スワップ取引については、金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしておりますので注記の対象から除いております。

[前へ](#)

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 26名	当社取締役 6名	取引先の関係会社 1社
株式の種類別ストック・オプションの付与数	普通株式 242株	普通株式 200株	普通株式 200株
付与日	平成18年9月21日	平成18年9月21日	平成18年8月31日
権利確定条件	当社株式が証券取引所に株式公開していること。平成19年3月期における連結経常利益600百万円を達成すること。付与者が行使時に在籍していること。	当社株式が証券取引所に株式公開していること。平成19年3月期における連結経常利益600百万円を達成すること。付与者が行使時に在籍していること。	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし
権利行使期間	自 平成19年9月1日 至 平成22年8月31日	自 平成19年9月1日 至 平成22年8月31日	自 平成19年8月31日 至 平成21年8月31日
権利行使価格	630,000円	630,000円	630,000円
付与日における公正な評価単価(注)	0円 (注)	0円 (注)	0円 (注)

(注) 当社は未公開企業であり「公正な評価単価」を「単位当たりの本源的価値」と読み替えて記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当連結会計年度に付与したストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 26名	当社取締役 6名	取引先の関係会社 1社
株式の種類別ストック・オプションの付与数	普通株式 242株	普通株式 200株	普通株式 200株
付与日	平成18年9月21日	平成18年9月21日	平成18年8月31日
権利確定条件	当社株式が証券取引所に株式公開していること。平成19年3月期における連結経常利益600百万円を達成すること。付与者が行使時に在籍していること。	当社株式が証券取引所に株式公開していること。平成19年3月期における連結経常利益600百万円を達成すること。付与者が行使時に在籍していること。	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし
権利行使期間	自 平成19年9月1日 至 平成22年8月31日	自 平成19年9月1日 至 平成22年8月31日	自 平成19年8月31日 至 平成21年8月31日
権利行使価格	630,000円	630,000円	630,000円
付与日における公正な評価単価(注)	0円 (注)	0円 (注)	0円 (注)

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 28名	当社取締役 6名
株式の種類別ストック・オプションの付与数	普通株式 245株	普通株式 250株
付与日	平成19年3月30日	平成19年3月30日
権利確定条件	当社株式が証券取引所に株式公開をしていること。原則として付与者が行使時に在籍していること。	当社株式が証券取引所に株式公開をしていること。原則として付与者が行使時に在籍していること。
対象勤務期間	なし	なし
権利行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成29年3月31日	自 平成20年4月1日 至 平成29年3月31日
権利行使価格	公募価格	公募価格
付与日における公正な評価単価	—	—

(注) 当社は未公開企業であり「公正な評価単価」を「単位当たりの本源的価値」と読み替えて記載しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	モバイル&ワイヤレス事業 (千円)	デジタルホームネットワーク事業 (千円)	システム&サービス事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	2,913,764	71,826	108,479	50,397	3,144,467	—	3,144,467
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	2,913,764	71,826	108,479	50,397	3,144,467	—	3,144,467
営業費用	2,558,236	32,722	73,773	4,438	2,669,170	336,643	3,005,813
営業損益	355,528	39,104	34,706	45,958	475,297	(336,643)	138,653

(注) 1 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
モバイル&ワイヤレス事業	データ通信カード、W-SIM
デジタルホームネットワーク事業	P LC モデム(Power Line Communicationモデル、電力線モデル)
システム&サービス事業	PHS メールシステム
その他事業	生産請負及び機械装置の修理、メンテナンス

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は336,643千円であり、その主なものは、当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	モバイル&ワイヤレス事業 (千円)	デジタルホームネットワーク事業 (千円)	システム&サービス事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	4,117,527	111,696	61,787	7,976	4,298,987	—	4,298,987
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	4,117,527	111,696	61,787	7,976	4,298,987	—	4,298,987
営業費用	3,828,663	57,224	45,562	3,540	3,934,991	300,054	4,235,045
営業損益	288,863	54,471	16,224	4,436	363,996	(300,054)	63,941

(注) 1 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
モバイル&ワイヤレス事業	データ通信カード、W-SIM
デジタルホームネットワーク事業	P LC モデム(Power Line Communicationモデル、電力線モデル)
システム&サービス事業	PHS メールシステム
その他事業	生産請負及び機械装置の修理、メンテナンス

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は300,054千円であり、その主なものは、当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	モバイル&ワイヤレス事業 (千円)	デジタルホームネットワーク事業 (千円)	システム&サービス事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	7,058,022	166,591	183,622	23,729	7,431,965	—	7,431,965
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	7,058,022	166,591	183,622	23,729	7,431,965	—	7,431,965
営業費用	6,223,121	79,156	118,698	23,303	6,444,280	639,227	7,083,507
営業損益	834,901	87,434	64,923	426	987,685	(639,227)	348,458

(注) 1 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
モバイル&ワイヤレス事業	データ通信カード、W-SIM
デジタルホームネットワーク事業	P L C モデム(Power Line Communicationモデル、電力線モデル)
システム&サービス事業	P H S メールシステム
その他事業	生産請負及び機械装置の修理、メンテナンス

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は639,227千円であり、その主なものは、当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり 純資産額 168,148円11銭	1株当たり 純資産額 193,920円98銭	1株当たり 純資産額 183,270円40銭
1株当たり 中間純利益金額 9,648円47銭	1株当たり 中間純損失金額 16,578円63銭	1株当たり 当期純利益金額 24,770円76銭
なお潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないので、記載しておりません。	なお潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しております。	なお潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないので、記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額又は中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は中間純損失金額			
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△)(千円)	76,859	△140,458	197,323
普通株主に帰属しない金額(千円) (うち利益処分による役員賞与金)	— (—)	— (—)	— (—)
普通株式に係る中間(当期)純利益 又は中間純損失(△)(千円)	76,859	△140,458	197,323
期中平均株式数(株)	7,966	8,472	7,966
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権の詳細は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	新株予約権(1,250個)の 詳細は「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権(新株予約権 1,254個)の詳細は「第4 提出会社の状況 1 株 式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載 のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(公募増資) 平成19年5月22日及び平成19年6月4日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成19年6月21日に払込が完了いたしました。 この結果、資本金は577,475千円、発行済株式総数は8,816株となっております。</p> <p>①募集方法 :一般募集 (ブックビルディング方式による募集)</p> <p>②発行する株式 :普通株式 850株 の種類及び数</p> <p>③発行価格 : 1株につき 480,000円 一般募集はこの価格にて行いました。</p> <p>④引受価額 : 1株につき 444,000円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>⑤払込金額 : 1株につき 444,000円 この金額は会社法上の払込金額であり、平成19年6月4日開催の取締役会において決定された金額であります。</p> <p>⑥資本組入額 : 1株につき 222,000円</p> <p>⑦発行価額の総額 : 408,000千円</p> <p>⑧資本組入額の総額 : 188,700千円</p> <p>⑨払込金額の総額 : 377,400千円</p> <p>⑩払込期日 : 平成19年6月21日</p> <p>⑪資金の使途 : 全額を開発費投資資金に充當する予定であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(第三者割当増資) 当社では、当社普通株式株券のジャスダック証券取引所への上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出しに関連し、当社株主より当社普通株式を貸借した大和証券エスエムビーシー株式会社が売出人となり、当社普通株式100株の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」）を行います。</p> <p>本件第三者割当増資は、このオーバーアロットメントによる売出しに関連して、平成19年5月22日及び平成19年6月4日開催の取締役会に基づき、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先として行うものであり、その概要是次のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発行新株式数：普通株式 100株 ②割当価格 : 1株につき 444,000円 ③発行価額 : 1株につき 374,000円 ④資本組入額 : 1株につき 222,000円 ⑤払込金額の総額 : 44,400千円 ⑥払込期日 : 平成19年7月24日 ⑦割当先 : 大和証券エスエムビーシー株式会社 ⑧資金の用途 : 開発費投資資金に充当する予定であります。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(株式取得に伴う子会社化) 当社は平成19年10月3日開催の取締役会において、株式会社インデックス・ホールディングスから同社の所有する株式会社テック・インデックスの議決権付普通株式を取得する株式譲渡契約を締結し、子会社化することを決議し、以下のとおり実施いたしました。</p> <p>①株式取得の目的 当社グループにおける「システム&サービス事業」の分野では、今後、通信事業者による次世代通信インフラの投資が予想され、さらに多様なビジネス・ソリューション開発の事業機会が興りうると見込まれており、当該事業の強化・拡大を目的に株式を取得いたしました。</p> <p>②株式取得の相手会社の名称 株式会社インデックス・ホールディングス</p> <p>③取得する会社の名称、事業内容、資本金の額 (1)会社の名称 株式会社テック・インデックス (2)事業の内容 システム開発事業、データセンタ一事業及びソリューション事業 (3)資本金の額 172百万円</p> <p>④株式取得の時期 平成19年10月3日</p> <p>⑤取得株式数、取得価額及び取得後の持分比率 (1)取得株式数 3,950株 (持分比率 67.9%) (2)取得価額 553百万円 (1株につき140,000円)</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		518,250		1,070,708		502,715	
2 受取手形		6,732		4,196		892	
3 売掛金		967,137		928,312		1,955,503	
4 たな卸資産		873,312		1,153,317		1,268,511	
5 繰延税金資産		18,000		—		21,000	
6 未収消費税等	※2	2,350		—		5,135	
7 その他		282,197		213,732		188,367	
貸倒引当金		△3,000		△3,000		△3,000	
流動資産合計		2,664,981	81.8	3,367,266	85.4	3,939,126	87.0
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1	159,727		128,772		149,756	
2 無形固定資産		8,994		5,785		7,014	
3 投資その他の資産							
(1) 関係会社株式		300,000		300,000		300,000	
(2) 繰延税金資産		32,000		—		32,000	
(3) その他		102,005		149,454		111,923	
貸倒引当金		△9,650		△9,650		△9,650	
投資その他の資産合計		424,355		439,804		434,273	
固定資産合計		593,077	18.2	574,362	14.6	591,044	13.0
資産合計		3,258,059	100.0	3,941,628	100.0	4,530,171	100.0

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		991,636		765,905		1,533,762	
2 短期借入金		200,000		900,000		1,000,000	
3 一年内返済予定の長期借入金		261,600		38,200		51,600	
4 未払費用		135,248		81,332		155,346	
5 未払法人税等		8,824		4,281		32,302	
6 未払消費税等	※2	—		28,386		—	
7 賞与引当金		38,189		30,814		39,869	
8 製品保証損失引当金		—		33,000		—	
9 為替予約		—		111,020		—	
10 その他		19,613		12,194		34,569	
流動負債合計		1,655,112	50.8	2,005,135	50.9	2,847,451	62.9
II 固定負債							
1 転換社債型新株予約権付社債		252,000		252,000		252,000	
2 長期借入金		38,200		—		12,400	
3 退職給付引当金		12,440		13,047		12,744	
4 役員退職慰労引当金		29,274		51,673		40,033	
固定負債合計		331,915	10.2	316,721	8.0	317,177	7.0
負債合計		1,987,027	61.0	2,321,856	58.9	3,164,628	69.9

区分	注記番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		388,775	11.9	599,675	15.2	388,775	8.6
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		236,847		447,747		236,847	
(2) その他資本剰余金		12,117		12,117		12,117	
合併差益							
資本剰余金合計		248,965	7.6	459,865	11.7	248,965	5.5
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		633,291		572,505		727,801	
利益剰余金合計		633,291	19.5	572,505	14.5	727,801	16.0
株主資本合計		1,271,031	39.0	1,632,045	41.4	1,365,542	30.1
II 評価・換算差額等							
1 繰延ヘッジ損益		—	—	△12,273	△0.3	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	△12,273	△0.3	—	—
純資産合計		1,271,031	39.0	1,619,772	41.1	1,365,542	30.1
負債純資産合計		3,258,059	100.0	3,941,628	100.0	4,530,171	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 売上高		3,018,211	100.0	4,111,199	100.0	7,156,474	100.0
II 売上原価		2,536,520	84.0	3,451,063	83.9	5,992,796	83.7
売上総利益		481,691	16.0	660,136	16.1	1,163,678	16.3
III 販売費及び一般管理費		438,621	14.6	639,369	15.6	929,321	13.0
営業利益		43,069	1.4	20,767	0.5	234,357	3.3
IV 営業外収益	※1	7,442	0.3	31,572	0.8	15,743	0.2
V 営業外費用	※2	24,570	0.8	151,695	3.7	39,188	0.5
経常利益又は経常損失 (△)		25,942	0.9	△ 99,355	△ 2.4	210,912	3.0
VI 特別利益	※3	6,150	0.1	—	—	6,150	0.1
VII 特別損失	※4	1,200	0.0	—	—	25,811	0.4
税引前中間(当期) 純利益又は税引前 中間純損失(△)		30,893	1.0	△ 99,355	△ 2.4	191,251	2.7
法人税、住民税及び事 業税		6,380		2,940		75,228	
法人税等調整額		9,000	0.5	53,000	1.4	6,000	81,228
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△)		15,380		55,940			1.2
		15,512	0.5	△155,296	△ 3.8	110,023	1.5

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成18年3月31日残高(千円)	388,775	236,847	12,117	248,965	617,778	617,778	1,255,519	
中間会計期間中の変動額								
中間純利益					15,512	15,512	15,512	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計(千円)	—	—	—	—	15,512	15,512	15,512	
平成18年9月30日残高(千円)	388,775	236,847	12,117	248,965	633,291	633,291	1,271,031	

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成19年3月31日残高(千円)	388,775	236,847	12,117	248,965	727,801	727,801	1,365,542	
中間会計期間中の変動額								
新株の発行	210,900	210,900		210,900			421,800	
中間純損失					△ 155,296	△ 155,296	△ 155,296	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計(千円)	210,900	210,900	—	210,900	△ 155,296	△ 155,296	266,503	
平成19年9月30日残高(千円)	599,675	447,747	12,117	459,865	572,505	572,505	1,632,045	

	評価・換算差額等			純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高(千円)	—	—	—	1,365,542
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				421,800
中間純損失				△ 155,296
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△ 12,273	△ 12,273	△ 12,273	△ 12,273
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△ 12,273	△ 12,273	△ 12,273	254,229
平成19年9月30日残高(千円)	△ 12,273	△ 12,273	△ 12,273	1,619,772

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 製品 情報通信機器 移動平均法による原価法 商品 移動平均法による原価法 原材料 移動平均法による原価法 仕掛品 個別法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 製品 情報通信機器 同左 商品 同左 原材料 同左 仕掛品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 製品 情報通信機器 同左 商品 同左 原材料 同左 仕掛品 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 旧定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、旧定額法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3 繰延資産の評価方法	<p>(1) 株式交付費 ――</p> <p>(2) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>(1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 社債発行費 ――</p>	<p>(1) 株式交付費 ――</p> <p>(2) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金 退職一時金制度を選択している従業員の退職金の支出に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。</p> <p>また、平成15年11月に確定拠出年金制度を選択制により導入し、新制度に入れた従業員については従来の退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を行っております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する退職給与に充てるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(5) 製品保証損失引当金 _____</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 賞与引当金 同左</p> <p>(5) 製品保証損失引当金 製品販売に伴う無償修理費用の発生に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積って計上しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、製品販売に伴う無償修理費用の発生が見込まれることとなったため、当該費用の個別見積額を新たに製品保証損失引当金として計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 退職一時金制度を選択している従業員の退職金の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。</p> <p>また、平成15年11月に確定拠出年金制度を選択制により導入し、新制度に入れた従業員については従来の退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を行っております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する退職給与に充てるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(5) 製品保証損失引当金 _____</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	――	外貨建資産及び負債は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	――
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
7 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 変動金利支払いの借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 市場金利の変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を行っております。なお、この取引については実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引では行わない方針であります。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 為替予約 通貨スワップ取引 ヘッジ対象 変動金利支払いの借入金 外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 市場金利の変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を行っております。なお、この取引については実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引では行わない方針であります。 また、外貨建予定取引について、為替変動リスクが存在する場合は、当社の内部規定である「為替リスク管理規程」に基づき為替予約を行うものとしております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 変動金利支払いの借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 市場金利の変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を行っております。なお、この取引については実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引では行わない方針であります。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、中間決算日における有効性の評価を省略しています。</p>	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、中間決算日における有効性の評価を省略しています。</p> <p>また、通貨スワップ取引及び為替予約取引は、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。</p>	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しています。</p>
8 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)		(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)
当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。		当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,271,031千円であります。		これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,365,542千円であります。
なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。		なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。
(ストック・オプション等に関する会計基準)		(ストック・オプション等に関する会計基準)
当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。		当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。
これによる損益に与える影響はありません。		これによる損益に与える影響はありません。

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(賞与引当金)</p> <p>賞与引当金については、従来、従業員への賞与支給額が確定し、当該支給額を未払費用として計上しておりましたが、当中間会計期間において給与規程が改定され、賞与の支給額を確定させることができ難しくなったため、賞与支給見込額の当中間会計期間の負担額を賞与引当金として計上しております。</p> <p>なお、前中間会計期間において、未払費用として計上されていた賞与支給確定額は、27,351千円であります。</p>		<p>(賞与引当金)</p> <p>賞与引当金については、従来、従業員への賞与支給額が確定し、当該支給額を未払費用として計上しておりましたが、当事業年度において給与規程が改定され、賞与の支給額を確定させることができ難しくなったため、賞与支給見込額の当事業年度の負担額を賞与引当金として計上しております。</p> <p>なお、前事業年度において、未払費用として計上されていた賞与支給確定額は、26,195千円であります。</p>
	<p>(固定資産の減価償却の方法)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号))に伴い、当中間会計期間から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これによる損益に与える影響は、軽微であります。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>309,349千円</p> <p>※2 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収消費税等」に表示しております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>348,191千円</p> <p>※2 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に表示しております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>328,899千円</p> <p>※2</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 2,752千円 受取配当金 2千円 受取賃貸料 4,458千円 受取手数料 169千円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 2,828千円 受取賃貸料 4,492千円 受取手数料 24,139千円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 5,309千円 受取賃貸料 10,039千円 受取手数料 332千円
※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 4,414千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 5,394千円 公開準備費用 25,122千円 為替差損 14,243千円 長期為替予約評価損 47,189千円 通貨オプション評価損 51,556千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 8,760千円
※3 特別利益のうち主要なもの 工具器具備品売却益 86千円 PLC関連譲渡益 6,064千円	※3 —————	※3 特別利益のうち主要なもの 工具器具備品売却益 86千円 PLC関連譲渡益 6,064千円
※4 特別損失のうち主要なもの 建物売却損 1,200千円	※4 —————	※4 特別損失のうち主要なもの 建物売却損 1,200千円 固定資産除却損 2,125千円 不具合対応関連損失 22,485千円
5 減価償却実施額 有形固定資産 26,878千円 無形固定資産 1,979千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 20,984千円 無形固定資産 1,229千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 55,093千円 無形固定資産 3,959千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額		(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額		(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)		
工具器具 備品	89,270	23,062	66,207	建物及び 構築物	24,755
無形 固定資産	5,171	4,759	412	工具器具 備品	80,909
合計	94,442	27,821	66,620	無形 固定資產	642
				合計	106,306
(2) 未経過リース料中間期末残高 相当額		(2) 未経過リース料中間期末残高 相当額		(2) 未経過リース料中間期末残高 相当額	
千円		千円		千円	
1年内	18,115	1年内	17,878	1年内	19,478
1年超	49,410	1年超	53,577	1年超	62,275
合計	67,526	合計	71,456	合計	81,754
(3) 支払リース料、減価償却費相 当額及び支払利息相当額		(3) 支払リース料、減価償却費相 当額及び支払利息相当額		(3) 支払リース料、減価償却費相 当額及び支払利息相当額	
千円		千円		千円	
支払リース料	11,376	支払リース料	11,733	支払リース料	23,301
減価償却費相当額	10,435	減価償却費相当額	10,455	減価償却費相当額	21,143
支払利息相当額	1,124	支払利息相当額	1,537	支払利息相当額	2,711
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。		(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左		(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額の差額を利息相 当額とし、各期への配分方法に ついては、利息法によっており ます。		(5) 利息相当額の算定方法 同左		(5) 利息相当額の算定方法 同左	

(有価証券関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり 純資産額 159,557円11銭	1株当たり 純資産額 181,670円27銭	1株当たり 純資産額 171,421円32銭
1株当たり 中間純利益金額 1,947円35銭	1株当たり 中間純損失金額 18,329円94銭	1株当たり 当期純利益金額 13,811円57銭
なお潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないので、記載しておりません。	なお潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しております。	なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないので、記載しております。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額又は中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は中間純損失金額			
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△)(千円)	15,512	△155,296	110,023
普通株主に帰属しない金額(千円) (うち利益処分による役員賞与金)	— (—)	— (—)	— (—)
普通株式に係る中間(当期)純利益 又は中間純損失(△)(千円)	15,512	△155,296	110,023
期中平均株式数(株)	7,966	8,472	7,966
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権の詳細は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	新株予約権(新株予約権 1,250個)の詳細は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	新株予約権(新株予約権 1,254個)の詳細は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(公募増資) 平成19年5月22日及び平成19年6月4日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成19年6月21日に払込が完了いたしました。 この結果、資本金は577,475千円、発行済株式総数は8,816株となっております。</p> <p>①募集方法：一般募集 (ブックビルディング方式による募集) ②発行する：普通株式 850株 株式の種類及び数 ③発行価格：1株につき 480,000円 一般募集はこの価格にて行いました。 ④引受価額：1株につき 444,000円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。 ⑤払込金額：1株につき 444,000円 この金額は会社法上の払込金額であり、平成19年6月4日開催の取締役会において決定された金額であります。 ⑥資本組入：1株につき 222,000円 額 ⑦発行価額：408,000千円 の総額 ⑧資本組入：188,700千円 額の総額 ⑨払込金額：377,400千円 の総額 ⑩払込期日：平成19年6月21日 ⑪資金の使途：全額を開発費投資資金に充当する予定であります。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(第三者割当増資) 当社では、当社普通株式株券のジャスダック証券取引所への上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出しに関連し、当社株主より当社普通株式を貸借した大和証券エスエムビーシー株式会社が売出人となり、当社普通株式100株の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」）を行います。 本件第三者割当増資は、このオーバーアロットメントによる売出しに関連して、平成19年5月22日及び平成19年6月4日開催の取締役会に基づき、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先として行うものであり、その概要は次のとおりであります。</p> <p>①発行新株式： 普通株式 100株 ②割当価格： 1株につき 444,000円 ③発行価額： 1株につき 374,000円 ④資本組入額： 1株につき 222,000円 ⑤払込金額の 総額： 44,400千円 ⑥払込期日： 平成19年7月24日 ⑦割当先： 大和証券エスエムビーシー株式会社 ⑧資金の使途： 開発費投資資金に充当する予定であります。</p>
	<p>(株式取得に伴う子会社化) 当社は平成19年10月3日開催の取締役会において、株式会社インデックス・ホールディングスから同社の所有する株式会社テック・インデックスの議決権付普通株式を取得する株式譲渡契約を締結し、子会社化することを決議し、以下のとおり実施いたしました。</p> <p>①株式取得の目的 当社グループにおける「システム&サービス事業」の分野では、今後、通信事業者による次世代通信インフラの投資が予想され、さらに多様なビジネス・ソリューション開発の事業機会が興りうると見込まれており、当該事業の強化・拡大を目的に株式を取得いたしました。</p> <p>②株式取得の相手会社の名称 株式会社インデックス・ホールディングス</p> <p>③取得する会社の名称、事業内容、資本金の額 (1)会社の名称 株式会社テック・インデックス (2)事業の内容 システム開発事業、データセンター事業及びソリューション事業 (3)資本金の額 172百万円</p> <p>④株式取得の時期 平成19年10月3日</p> <p>⑤取得株式数、取得価額及び取得後の持分比率 (1)取得株式数 3,950株（持分比率 67.9%） (2)取得価額 553百万円（1株につき140,000円）</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書(有償一般募集増資及び売出し)及びその添付書類

平成19年5月22日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成19年5月31日、平成19年6月5日、平成19年6月11日及び平成19年6月14日関東財務局長に提出。

平成19年5月22日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第23期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月28日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記(3)有価証券報告書の訂正報告書）を平成19年10月30日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成19年10月30日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年5月18日

株式会社ネットインデックス
取締役会御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 和田慎二
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉澤祥次
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネットインデックス及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

株式会社ネットインデックス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 和田 慎二 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉澤 祥次 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成19年4月1日から平成20年3月31までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネットインデックス及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年10月3日開催の取締役会で株式会社テック・インデックスを子会社化することを決議し、実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年5月18日

株式会社ネットインデックス
取締役会御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 和田慎二
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉澤祥次
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。

当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネットインデックスの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

株式会社ネットインデックス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 和田 慎二 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉澤 祥次 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネットインデックスの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年10月3日開催の取締役会で株式会社テック・インデックスを子会社化することを決議し、実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。